

岩手県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院岩手県選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日（以下「ポスター掲示開始日」という。）を次のとおり定める。

令和7年7月3日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉 田 瑞 彦

ポスター掲示開始日 令和7年7月3日